○国土交通省令第三十号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十条第一項及び同項第五号並びに第三十五条の二第一項並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百二十七条の規定に基づき、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（確認申請書の様式）

第一条の三　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　（略）

二

(い)	(ろ)		
	図書の種類	明示すべき事項	
(一)～(七十二)　（略）			
(七十三)	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に適合していること
(七十三の二)	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に適合していること

改正前

（確認申請書の様式）

第一条の三　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　（略）

二

(い)	(ろ)		
	図書の種類	明示すべき事項	
(一)～(七十二)　（略）			
(七十三)	宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定が適用される建築物	宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していること
(七十四)	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定が適用される建築物	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していること